

船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業要綱

平成24年7月2日
公建第64号

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市耐震改修促進計画に基づき、船橋市内の緊急輸送道路沿道建築物の所有者が当該建築物の耐震診断を行う場合に、これに要する費用の一部を助成することにより、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進を啓発すること、及び震災時の緊急輸送道路の通行確保を進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急輸送道路 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により千葉県耐震改修促進計画に記載された道路又は法第6条第3項第2号の規定により船橋市耐震改修促進計画に記載された道路をいう。
- (2) 緊急輸送道路沿道建築物 法第14条第3号に規定する建築物（法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物であるものを含む。）で緊急輸送道路に接するものをいう。
- (3) 耐震診断 法第2条第1項に規定する耐震診断をいう。
- (4) 予備診断 本診断に先立って実施する予備調査（一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める予備調査をいう。）又は一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針（2011年改訂版）」に定める基礎調査により本診断の必要性を判断し、本診断に要する費用を見積もることをいう。
- (5) 本診断 法第4条第1項の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）別添の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1の規定により行う耐震診断をいう。
- (6) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により登録を受けている一級建築士事務所又は二級建築士事務所に所属している者で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）第5条第1項各号に掲げる者をいう。
- (7) 管理組合 マンションの管理を行う区分所有法（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）をいう。以下同じ。）第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（区分所有法第6

6条において準用する場合を含む。)に規定する法人をいう。

(助成対象となる耐震診断)

第3条 助成の対象となる耐震診断は、次の各号に掲げる団体のいずれかに所属している耐震診断者が行う予備診断及び本診断とする。ただし、その他市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 一般社団法人 千葉県建築士会船橋支部
- (2) 公益社団法人 千葉県建築士事務所協会船橋支部

(助成対象となる緊急輸送道路沿道建築物)

第4条 予備診断の費用の助成の対象となる緊急輸送道路沿道建築物は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。ただし、木造の建築物又は耐震診断義務付け対象沿道建築物(緊急輸送道路沿道建築物のうち、法第5条第3項第2号の規定により千葉県耐震改修促進計画に記載された道路に接するものをいう。以下同じ。)は、予備診断を省略するものとする。

- (1) 船橋市内に所在していること。
- (2) 地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの(「既存耐震不適格建築物」という。)であり、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号。以下「政令」という。)第3条に規定する耐震不明建築物であること。
- (3) 政令第4条に規定する通行障害建築物であること。
- (4) 助成を受けようとする事業について、過去に本要綱又は他の要綱に基づき助成金の交付を受けたことがないこと。

2 本診断の費用の助成の対象となる緊急輸送道路沿道建築物は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる要件の全てに該当すること。
- (2) 木造の建築物又は耐震診断義務付け対象沿道建築物である場合を除き、予備診断の結果、本診断が必要と判断されたものであること。

(助成対象となる者)

第5条 予備診断又は本診断の費用の助成の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。ただし、第2号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物の所有者又は管理組合であること。
- (2) 市税の滞納がない者であること。
- (3) 船橋市暴力団排除条例(平成24年船橋市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団等」という。)でない者であること。
- (4) 管理組合である場合は、管理組合の集会(区分所有法第34条に規定す

る集会をいう。)において、この要綱の定めるところにより当該予備診断又は本診断の費用の全部又は一部について助成金の交付申請をする旨の決議並びに当該申請に係る予備診断又は本診断を実施する旨の決議(以下「耐震診断実施等の決議」という。)がそれぞれ得られた者であること。

- (5) 所有者が複数いる場合(管理組合である場合は除く。)は、予備診断又は本診断の実施について所有者全員の同意を得られた者であること。

(助成金の額)

第6条 市長は、予算の範囲内において、前3条に掲げる要件の全てに該当する緊急輸送道路沿道建築物の所有者又は管理組合に対し、一の建築物ごとに当該緊急輸送道路沿道建築物の予備診断又は本診断に要する費用の全部又は一部について助成金をそれぞれ交付するものとする。

- 2 緊急輸送道路沿道建築物のうち、法第5条第3項第3号の規定により千葉県耐震改修促進計画に記載された道路又は法第6条第3項第2号の規定により船橋市耐震改修促進計画に記載された道路に接するものに係る前項に規定する助成金の額は、予備診断又は本診断に要する費用に3分の2を乗じ、千円未満を切り捨てて得た額(以下「助成基本額」という。)とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(以下「限度額」という。)を限度とする。

(1) 予備診断 34,000円

(2) 本診断 以下に定めるア、イ、ウから算定された額の総額に3分の2を乗じ千円未満を切り捨てて得た額、又は200万円のいずれか低い額。

ア 助成対象床面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡

イ 助成対象床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡

ウ 助成対象床面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡

- 3 耐震診断義務付け対象沿道建築物に係る第1項に規定する助成金の額は、本診断に要する費用を助成基本額とし、前項第2号に定めるア、イ、ウから算定された額の総額を限度額とする。ただし、一般財団法人日本建築防災協会が運営する既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会の規約に基づく耐震判定委員会登録要綱の規定により登録を受けた耐震判定委員会(以下「耐震判定委員会」という。)の判定書の取得に対して1,570,000円を限度として加算することができる。

- 4 第1項に規定する助成金の額は、消費税仕入控除税額(予備診断又は本診断に要する費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額の総額をいう。以下同じ。)を除いて算定された額とする。

(交付申請)

第7条 予備診断又は本診断に係る助成金の交付を受けようとする者(以下「申

請者」という。)は、予備診断又は本診断の契約を締結する前に、船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要があると認める場合は、第8号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 助成対象建築物の高さ、助成対象建築物から緊急輸送道路の境界線までの距離及び緊急輸送道路の幅員がわかる図面
 - (2) 申請者の住民票(申請者が法人である場合は、法人登記事項証明書による。)
 - (3) 助成対象建築物の登記事項証明書
 - (4) 助成対象建築物の建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し又は建築物確認証明書
 - (5) 予備診断又は本診断に要する費用の見積書又はその写し
 - (6) 消費税仕入控除税額取扱確認書
 - (7) 耐震診断者が、第2条第6号に該当する者であることを証する書類及び耐震診断資格者講習を修了したことを証する書類の写し
 - (8) 市税を滞納していないことを証する書類
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者が管理組合である場合は、前項に規定する書類に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
- (1) 管理組合が法人である場合は、管理組合の法人登記事項証明書
 - (2) 管理組合の規約の写し
 - (3) 耐震診断実施等の決議があったことを証する書類
- 3 申請者が法人でない管理組合である場合又は法人税法施行令第5条第1項に規定する収益事業を行っていない管理組合である場合は、第1項第8号に規定する市税を滞納していないことを証する書類を省略することができる。
- 4 申請者は、所有者が複数いる助成対象建築物である場合において、予備診断又は本診断の実施について所有者全員の同意を得たことを証する書類を、第1項に規定する書類に添えて申請しなければならない。ただし、申請者が管理組合である場合は省略することができる。
- 5 申請者は、助成事業の内容が本診断である場合において、第1項に規定する書類に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
- (1) 助成対象建築物の外観が2面以上確認できる写真
 - (2) 助成対象建築物の案内図、配置図、平面図、立面図及び構造図
 - (3) 助成対象建築物が木造の建築物又は耐震診断義務付け対象沿道建築物である場合を除き、助成対象建築物の本診断が必要と判断されたことが分かる予備診断結果報告書
- 6 申請者は、助成対象建築物が耐震診断義務付け対象沿道建築物又は第3条ただし書に規定する者が行う本診断である場合において、本診断の結果について耐震判定委員会の判定に要する費用の見積書又はその写しを、第1項に規定する書類に添えて申請しなければならない。
- 7 申請者は、第1項の規定により申請するにあたって、予備診断又は本診断に要する費用には消費税額を含めないで申請しなければならない。ただし、

申請者が次の各号に掲げる事業者のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 免税事業者
 - (2) 消費税法第37条第1項に規定する届出書を提出した簡易課税事業者
 - (3) 消費税法別表第3に掲げる法人で特定収入割合が5%を超える事業者
 - (4) 消費税法第30条第2項に規定する個別対応方式又は一括比例配分方式により全額控除とならない事業者
 - (5) 助成対象建築物が耐震診断義務付け対象沿道建築物である事業者
- 8 予備診断に係る助成を受けた者が、同一年度内に本診断に係る助成金を受けようとする場合は、第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する添付書類のうち、第1項第6号及び第8号に規定する書類を除き、予備診断に添付した書類は省略することができる。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる事項を審査し、適正と認めたときは助成金の交付決定を、不適正と認めたときは助成金の不交付決定をするものとする。

- (1) この要綱及び予算に違反していないか。
 - (2) 目的及び内容が適正であるか。
 - (3) 金額の算定に誤りがないか。
- 2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる。

(交付条件)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該助成金の交付について次の各号に掲げる条件を附すことができる。

- (1) 助成事業の内容又は経費の配分の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 助成事業を中止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - (4) 交付決定の日から120日以内に助成事業を完了し、かつ、関係書類を添えて、速やかに市長に報告すること。
 - (5) 船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業要綱を遵守すること。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を附し、又は指示することができる。

(交付決定等の通知)

第10条 市長は、助成金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を船橋市緊急輸送道路沿道建築物

耐震診断助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

- 2 市長は、助成金の不交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びその理由を船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

（交付申請の取下げ）

第11条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

（助成事業の遂行）

第12条 第8条第1項の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付の対象となった事業計画及び交付決定に附した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって速やかに助成事業を行わなければならない。助成金の他の用途への使用をしてはならない。

（権利譲渡等の禁止）

第13条 助成事業者は、助成金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（計画変更等の承認等）

第14条 助成事業者は、助成事業の計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又は助成事業を中止しようとするときは、速やかに船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業計画変更・中止承認申請書（第4号様式）により市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業計画変更・中止承認通知書（第5号様式）により助成事業者へ通知する。
- 3 助成事業者は、第6条第4項に規定する消費税仕入控除税額を変更しようとするときは、第1項の規定を準用する。

（実績報告等）

第15条 助成事業者は、助成事業が完了したときはその完了した日から20日以内の日又は助成金の交付決定に係る会計年度の1月31日のいずれか先に到来する日までに、船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、当該期限内に報告できない合理的な理由があると市長が認めるときは、助成金の交付決定に係る会計年度の範囲内において、報告

期限を延長することができる。

- (1) 予備診断又は本診断結果報告書
 - (2) 予備診断又は本診断の実施に係る契約書の写し
 - (3) 予備診断又は本診断に要した費用の領収書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 助成事業者は、助成事業の内容が予備診断である場合において、助成対象建築物の外観が2面以上確認できる写真を、前項に規定する書類に添えて報告しなければならない。
 - 3 助成事業者は、第7条第6項に規定する書類を添えて申請した場合において、本診断の結果について耐震判定委員会の判定を受けたことを証する書類及び判定に要した費用の領収書の写しを、第1項に規定する書類に添えて報告しなければならない。
 - 4 助成事業者は、助成対象建築物が耐震診断義務付け対象沿道建築物である場合において、第1項に規定する報告と併せて、当該助成事業について省令第5条第3項及び第4項に規定する報告書を、法第7条の規定により市長に報告しなければならない。
 - 5 助成事業者は、第6条第2項に規定する限度額により助成金の額が決定した場合又は第7条第7項ただし書の規定により申請した場合で、次条の規定により助成金の額が確定した後に、助成金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により助成事業が完了した日の属する会計年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。
 - 6 前項に規定する報告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合は、当該消費税仕入控除税額を市に返還しなければならない。この場合において、市長が当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じたときは、助成事業者はこれを返還しなければならない。
 - 7 第5項の規定により報告をしようとする助成事業者が、全国的に事業を展開する組織の支部であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づいて報告をしなければならない。

(助成金額の確定等)

第16条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金確定通知書（第8号様式）により、当該助成事業者に通知する。

(是正のための措置)

第17条 市長は、前条の規定による審査又は調査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、

当該助成事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して命ずることができる。

2 第15条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

(交付時期)

第18条 助成金は、第16条の規定により確定した額を助成事業が完了した後において交付する。

(交付決定の取消等)

第19条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取消し、その旨を船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金交付決定取消通知書（第9号様式）により当該助成事業者に通知する。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 暴力団等であることが判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、助成事業者が前条の規定により助成金の交付を受けた後に前項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該助成金の全部又は一部の返還を船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金返還命令書（第10号様式）により命ずるものとする。

(理由の提示)

第20条 市長は、助成金の交付決定の取消し又は助成事業の是正のための措置の命令をするときは、当該助成事業者に対してその理由を示さなければならない。

(関係書類の整備)

第21条 助成事業者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整備し、5年間保管しておかななければならない。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

附 則（平成27年3月31日公建第334号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日建指第1757号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月31日建指第1071号）
この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日建指第1号）
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月30日建指第124号）
この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

附 則（令和3年3月25日建指第1612号）
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月20日建指第51号）
この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

附 則（令和4年3月31日建指第1974号）
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。